

## 福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原則として60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を、低額な料金で軽費老人ホームに入所させ、もって老人が健康で明るい生活が送れるよう、老人福祉法第24条第2項に基づき軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の補助について定めるもの。

なお、この要綱に規定するもののほか、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和39年11月16日福岡市条例112号）、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、及び福岡市補助金交付規則の定めによる。

### (補助対象者)

第2条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は福岡市内に老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを設置する社会福祉法人とする。

### (交付資格要件)

第3条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員のうち前号に該当する者
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない者

2 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

### (補助対象経費)

第4条 軽費老人ホームの運営事業に要する費用のうち、利用者から徴収するサービスの提供に要する費用を減免した場合、その減免した額を補助対象とする。補助対象経費となるサービスの提供に要する費用とは、社会福祉法人会計基準の資金収支計算書勘定科目のうち、人件費支出、事務費支出、事業費支出のうち保健衛生費、人件費積立金及び施設整備費等積立金、並びに本部会計繰入金（特別運営費に係る分のみ）に充当する経費とする。

なお、平成16年3月12日老発第0312001号厚生労働省老健局長通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」における運営費の弾力運用の要件を満たしていないものについては、施設整備費等積立金を修繕費積立金及び備品等購入積立金

に読み替えること。

#### (補助金の額)

第5条 軽費老人ホームにおいて実際に補助対象経費に要する実支出額と、「福岡市軽費老人ホーム利用料等取扱要領」に規定するサービスの提供に要する費用に基づく年間合計額とを比較し、いずれか少ない方の額から、上記要領に基づく本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間合計額を控除し、上記要領に規定する特別運営費を加算した額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金を請求しようとするものは、別に定める期限までに、次に掲げる書類を市長に提出し、申請を行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 階層別・月別利用人員内訳表（見込）（様式3）
- (4) サービスの提供に要する費用相当利用料納付額内訳書（様式4）
- (5) 収支予算書
- (6) 貸借対照表及び財産目録（前年度決算）
- (7) 管理規程等（利用料の分かる書類）
- (8) 定款
- (9) 法人の役員名簿
- (10) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、申請者に交付決定通知（様式12）をするものとする。

#### (補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けたものが、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（福岡市様式第37号の1）を市長に提出しなければならない。

#### (補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を概算払いにより交付するものとする。

#### (補助金の変更交付申請及び変更交付決定)

第10条 当初の交付申請額より予定額または事業計画の変更があった場合は、次に掲げる書類を市長に提出し、変更交付申請を行うものとする。変更交付申請がなされた場合は、その内容

を審査の上、変更交付決定通知（様式 13）を行うものとする。

- (1) 変更後の軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助事業変更交付申請書（様式 5）
- (2) 変更後の事業計画書（様式 2）
- (3) 変更後の階層別・月別利用人員内訳書（見込）（様式 3）
- (4) 変更後のサービスの提供に要する費用相当利用料納付額内訳書（様式 4）又は補助金（サービスの提供に要する費用）精算内訳書（様式 6）

#### （実績報告）

第 1 1 条 第 7 条の規定による通知を受けたものは、事業の完了の日の属する会計年度の 3 月 31 日までに次に掲げる書類を市長に提出し、実績を報告するものとする。

- (1) 階層別・月別利用人員内訳表（実績）（様式 3）
- (2) 補助金（サービスの提供に要する費用）精算内訳書（様式 6）
- (3) 軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助事業実績報告書（様式 7）
- (4) 補助金精算書（様式 8）
- (5) 補助金（特別運営費）精算内訳（様式 9）
- (6) 決算（見込）調書（様式 10）
- (7) その他、市長が必要と認める書類

#### （補助金の額の確定）

第 1 2 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告に係る事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助金実績調査確認書（様式 11）により調査確認し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知（様式 14）をするものとする。

#### （補助金の精算）

第 1 3 条 市長は、前条の補助金確定額と第 9 条の交付額との差額を精算の上、追加交付または、差額の返還請求を行うものとする。

#### （交付決定の取り消し及び返還）

第 1 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の決定内容、又はこれに付した条件、その他の規則又はこの要綱に違反したとき
- (4) 事業を中止、又は廃止するとき

2 前項に規定する取り消しを行った場合は、市長は理由を付して書面により通知するものとする。

3 第 1 項(4)の場合には、事前にその旨を文書にて市長に届け出て、市長の承認を受けなければ

ばならない。

(不動産等の使用)

第15条 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を得ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(財産の管理)

第16条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分)

第17条 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。

(調査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、第7条の規定による通知を受けたものに対して、補助金の使途について調査し、又はその報告を求めることができる。

(書類の整備)

第19条 補助金の交付を受けたものは、補助金の使途を明らかにした書類並びに補助対象事業に関する収支を明らかにした書類及びその証拠書類を整備しなければならない。  
2 前項の規定による書類は、事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(施行細目)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、

その必要性の検証を踏まえたうえで、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえたうえで、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえたうえで、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。